

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 役員だけの慰安旅行

Q : 当社ではこのたび、決算が終わった後に役員だけで慰安旅行をしました。

この慰安旅行に要した費用は、税務上福利厚生費、交際費、役員給与のいずれになるのでしょうか。

A : 役員だけで行った慰安旅行の費用は、通常参加役員に対する賞与となります。

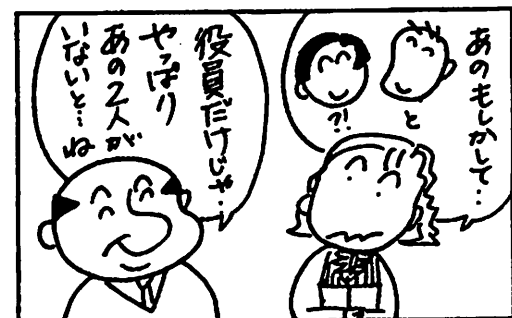
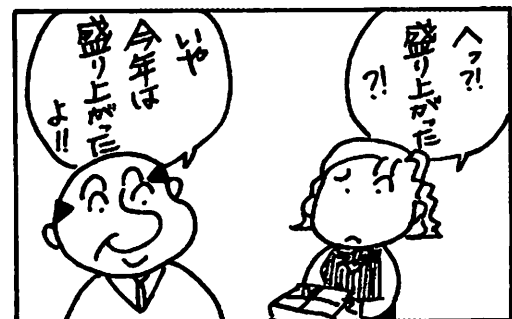
【解説】

福利厚生費として取り扱われる費用とは、おおむね全従業員を対象とする、いわゆる全社的な行事等に対して支出される費用です。ご質問の場合は、役員だけを対象にして行われる慰安旅行ですので、福利厚生費には該当しません。

次に交際費になるのは、その慰安旅行が業務の遂行上必要なものと認められる場合です。役員が業務の遂行上の必要から得意先等に同伴して旅行するような場合は交際費に該当することになります。

しかし、役員だけで旅行するような場合で、業務の遂行上必要なものとして行われる事例は少なく、一般的にはその役員に対する給与として取り扱われることになるでしょう。

役員給与となりますと、賞与として損金不算入になるほか、所得税の源泉徴収も必要になります。



KIMIYO-I